



この10か月で感じたこと

監事 遠藤 晃

昨年、東弁監事という大役を仰せつかり、右往左往しているうちに、1年が過ぎようとしています。

この間、何ができたかを省みると、一本の指を折るのも恥ずかしい心境です。

選挙公報で「会員の積極的参加により一層健全な会財政確立を」という大層なスローガンを掲げながら何もできなかったことを、会員の皆様にお詫びいたします。

ところで、会財政に目を向けると、司法改革を反映した公設事務所運営費の増額、役員給与、研修所教官に対する援助、身体拘束少年事件全件付添人体制の実現など新たな多額の支出が予定されています。

しかし、これらの支出は、人権の擁護と社会正義の

実現の使命を果たすため必要不可欠な費用であることを会員の皆様に理解していただきたく、監事としては越権と言われるかもしれませんが、敢えてお願いする次第です。

監事の職務という、会財政が適切に執行されているか会計帳簿類を精査のうえ、その適否につき意見を述べるのが主たるものであることは確かですが、これに尽きるものではないと思います。

経理、会計については、当会の担当職員は専門家に勝るとも劣らぬ実力に加え熱意にあふれています。さらに会計士が精査しています。

「最高の監査」は会員が会財政に参加することです。

その実現に少しでも近づくべく、残りわずかな時間ですが、「今からでも遅くない」という決意で臨みたいと思います。

来年度につなげる一歩を

監事 望月 浩一郎



思いがけず監事をつとめることになり、にわか勉強ですが弁護士会財政を考える機会が与えられました。この半年余の感想をまとめてみました。

弁護士会理事者は任期1年で、単年度ごとに構成が総入れ替えするという人事を慣例としています。このため、予算は、当年度役員が就任後編成することになります。

今年度理事者は、就任前の3月から準備を開始し、精力的に予算編成を進めましたが、予算の大綱は4月中旬には決定しなければならず、就任後の準備期間は概ね2週間程度しかありません。この期間では、ここ数年、東京弁護士会財政に関する課題として指摘され続けている問題点の全てについて十分な検討をすることは困難です。

とりわけ、司法試験合格者数の増加に伴う東京弁護士会会員の急増、公設事務所・外部法律相談所の増設などの会活動の多角化などにより、東京弁護士会は、財政的な面でも変革しつつあることを考えると、中長期的な視点で財政の検討をしておくことが必要です。そのためには、検討の基礎資料となる、財政に関する資料整備が必要ですが、現状は課題が多いと言わざるを得ません。

日々の業務を処理するのに追われていると中長期的な検討はなかなかできませんので、人的物的配置も含めて、来年度につなげる一歩を踏み出せるようにしたいと思っています。